

原子力発電所周辺の区域における飛行禁止措置について

平成23年3月15日

国土交通省航空局技術部運航課

福島県の原子力発電所周辺の空域については飛行自粛を要請する航空安全情報（ノータム）を発出し、当該空域の飛行自粛を求めてきたが、同発電所周辺の住人に対する内閣総理大臣からの屋内退避の指示を踏まえ、同発電所周辺の空域を航空法に基づく飛行禁止区域（半径30キロメートルの区域）に設定するとともに航空安全情報（ノータム）を発出

○ 発出した航空安全情報（ノータム）

航空法第80条に従って、以下の通り飛行禁止区域を設定する。

期間：2011年3月15日11時59分（日本時間）から無制限

範囲：北緯37度25分29秒 東経141度1分58秒を中心とした半径30kmの円（東京電力福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町）

高度：無制限

（これまでの経緯）

- 12日8：07東京電力福島第一原子力発電所から半径10km、高さ10kmの空域について、飛行自粛を要請する航空安全情報（ノータム）を発出
- 12日9：16東京電力福島第二原子力発電所から半径3km、高さ3kmの空域について、飛行自粛を要請する航空安全情報（ノータム）を発出
- 12日18：35東京電力福島第二原子力発電所から半径10km、高さ10kmの空域に拡大し飛行自粛を求める航空安全情報（ノータム）を発出
- 12日18：58東京電力福島第一原子力発電所から半径20km、高さ無制限の空域に拡大し飛行自粛を求める航空安全情報（ノータム）を発出

【問合せ先】

国土交通省航空局技術部運航課

九鬼（くき）・清水（しみず）

連絡先：03-5253-8111（内線50102・50104）

03-5253-8731（直通）